

## DBの財政運営弾力化措置についての省令改正

対象先

内容

DB年金

法令通知

厚年基金

財政運営

適格年金

資産運用

退職金

会計基準

その他

その他

ご参考に厚年基金のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

標記につき意見募集が行われておりました\*1が、今般省令\*2が改正されましたので、ご案内致します。(下線部が今回明らかになった点)

なお、具体的な取扱いを定める通知は未発出です。

< 省令の主な内容 >

1. 掛金の引上げ猶予(平成24年3月末まで)
2. 下方回廊方式の導入(平成24年3月末基準まで)

また厚年基金に関する内容については通知発出済み\*3です。

\*1 年金ニュースN0.157でご案内済

\*2 「確定給付企業年金法施行規則(平成14年3月5日厚生労働省令第22号)」

\*3 年金ニュースN0.162でご案内済

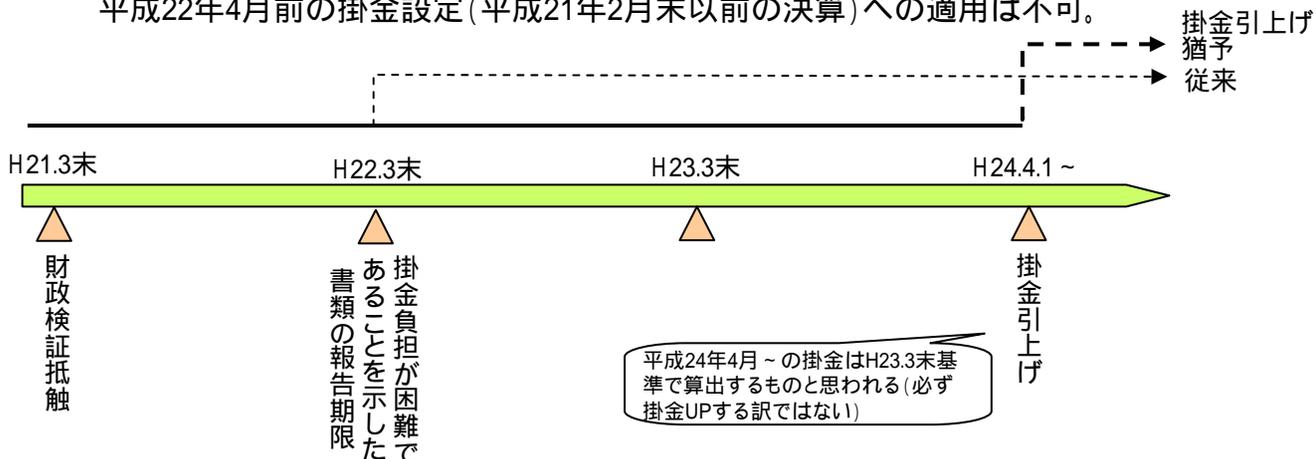
- 掛金引上げ猶予について、一部掛金を引上げ残りの部分を引上げ猶予できることが明らかになりました。
- 下方回廊方式について不足金は許容繰越不足金を上回る部分から不足金全額の間で選択できることが明らかになりました。
- 「実施事業所の経営状況が悪化した事業主が掛金を拠出することが困難であることを示した書類」として何が必要かは示されず通知発出待ち。

次頁以降イメージご参照

## 1. 掛金引上げ猶予

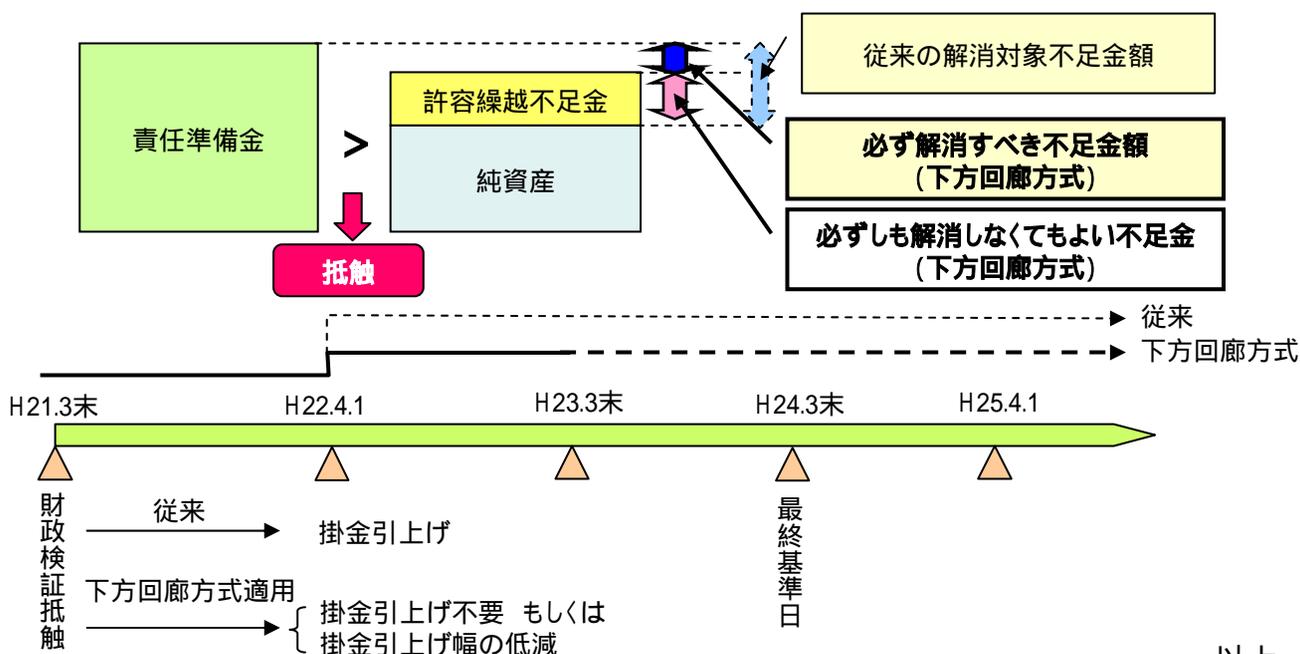
- 平成22年4月から平成24年3月末までに適用開始する標準掛金、特別掛金、特例掛金の全部又は一部の引上げ猶予が可能。

平成22年4月前の掛金設定(平成21年2月末以前の決算)への適用は不可。



## 2. 下方回廊方式

- 平成21年3月末から平成24年3月末までを基準日とする継続基準抵触による財政計算の特別掛金において適用可能。
- 平成21年2月末以前の決算への適用は不可。
- 特別掛金計算において許容繰越不足金の全部又は一部を解消しなくてもよい。
- 財政再計算等は適用対象外(財政再計算等は不足金の全額解消が必要)。



以上